建築基準法の同意について（岡山市建築審査会包括同意基準）

平成１６年１月３０日開催建築審査会決定

平成３０年１０月４日改正

令和元年１０月１日改正

令和４年４月１日改正

建築審査会は，下記の基準に該当する定型的なものについて建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）の規定による同意を求められた場合においては，建築審査会の幹事の確認をもって，建築審査会の同意とするものとする。

なお，建築審査会の幹事は，その内容について次回開催の建築審査会に報告しなければならない。

記

基準

１　法第３条第２項の規定により，法第５６条の２第１項の規定の適用を受けない建築物の敷地において，増築等を行うことにより，法第５６条の２第１項ただし書の規定に基づく許可を必要とするもので，以下の各号の範囲内のもの。

（１）　増築等により，既存不適格の日影を及ぼす部分が増加しないもの。

（２）　増築等の部分に対し，法第５６条の２を適用し，この場合において，同条第１項中「敷地境界線からの水平距離が５ｍ」とあるのは「敷地境界線」と，法別表第４の（に）欄中「１０ｍ」とあるのは「５ｍ」とする。

２　法第５６条の２第１項ただし書の規定に基づき許可を受けた建築物の敷地において，増築等を行うことにより，法第５６条の２第１項ただし書の規定に基づく許可を必要とするもので，以下の各号の範囲内のもの。

（１）　増築等により，不適格の日影を及ぼす部分が増加しないもの。

（２）　増築等に係る部分の規模が，法別表第４の（ろ）欄に該当しないもの。

３　法第４３条第２項第２号の規定に基づく許可を必要とするもので，「岡山市建築基準法第４３条第２項第２号許可基準」の以下の範囲のもの。

（１）　［ 判断基準２号 ］（４ｍ以上の農道その他公共の用に供する道に接道）

（２）　［ 判断基準３号の（１）］（官地等を介して道路に接道）

（３）　［ 判断基準３号の（２）の１ ］（既存住宅の建替又は増築等で通路等に接道）

（４）　［ 判断基準３号の（２）の２ ］（既存建築物の建替又は増築等で通路等に接道）

のうち，延べ面積２００㎡以下，かつ，階数２以下の倉庫業を営まない倉庫

（付則）

１　この「建築基準法の同意について」は，平成１６年４月１日から施行する。

２　平成２年１１月９日付け「岡山市建築審査会の同意取扱いについて」及び平成１１年５月１８日付け「岡山市建築審査会の同意取扱いについて」は，廃止する。

（付則）

１　改正後の「建築基準法の同意について」は，平成３０年１０月４日から施行する。

（付則）

１　改正後の「建築基準法の同意について」（岡山市建築審査会包括同意基準）は，令和元年１０月１日から施行する。

（付則）

１　改正後の「建築基準法の同意について」（岡山市建築審査会包括同意基準）は，令和４年４月１日から施行する。